

第4章 整備スケジュール

第4章 整備スケジュール

1. 稼働開始までに必要な法手続き

廃棄物処理施設の整備に係る関連法令を図4-1-1及び表4-1-1に示す。
次期中間処理施設の整備にあたっては、これらの法令に関する必要な手続きを本章2項に示すスケジュールで進めるものとする。

なお、地域振興策へのエネルギー供給等に係る法的手続きについては、今後、地域振興策との協議により検討するものとする。

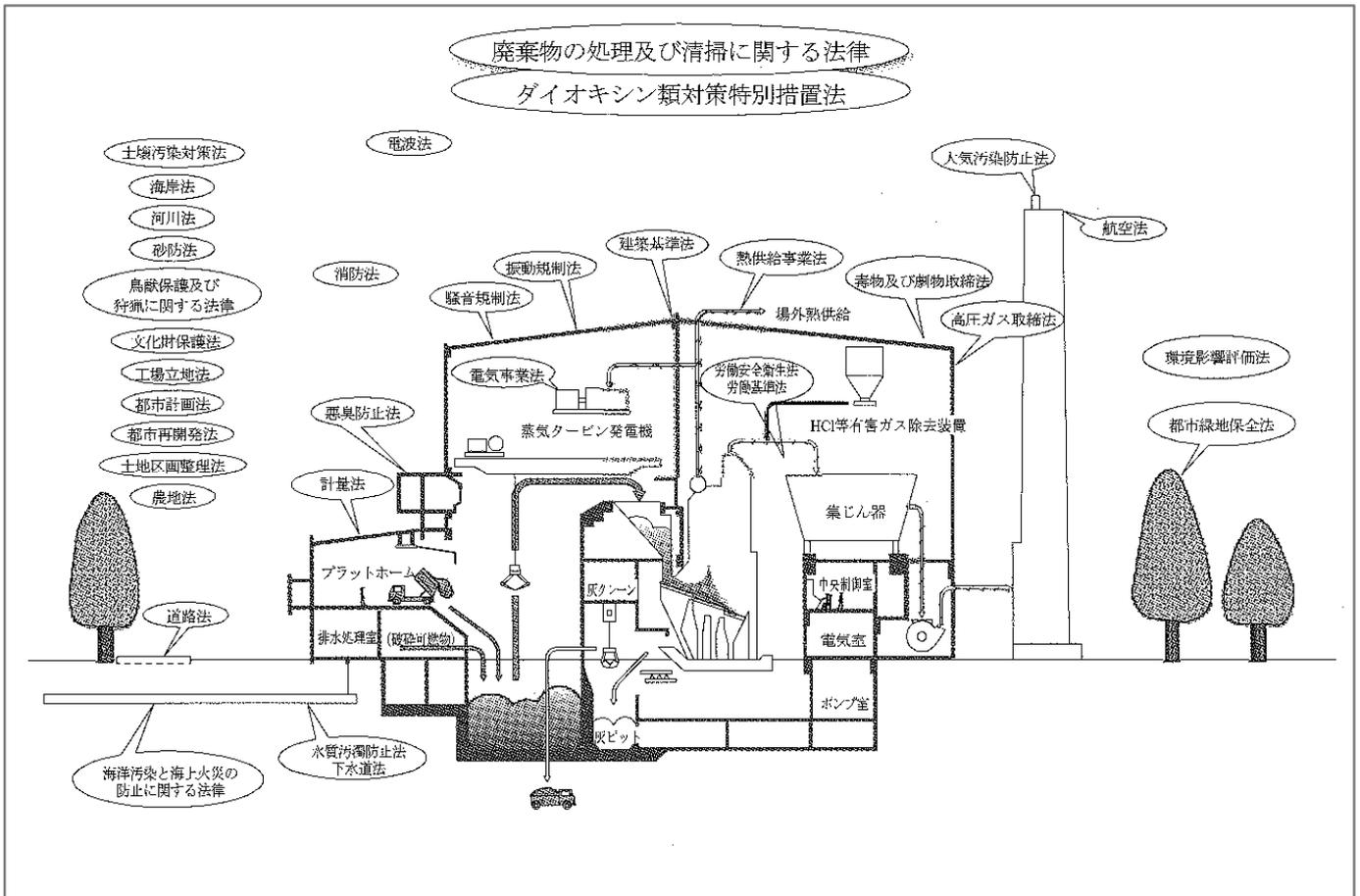


図4-1-1 廃棄物処理施設の整備に係る関連法令

出典) ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2006 改訂版

表 4-1-1 廃棄物処理施設の整備に係る関連法令

出典) ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2006 改訂版

法律名	適用範囲等
都市計画法	都市計画区域内に本法で定めるごみ処理施設を設置する場合、都市施設として計画決定が必要
河川法	河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却する場合は河川管理者の許可が必要
急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域における、急傾斜地崩壊防止施設以外の施設、又は工作物の設置・改造の制限
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域内にごみ処理施設を建設する場合
海岸法	海岸保全区域において、海岸保全施設以外の施設、又は工作物を設ける場合
道路法	電柱、電線、水管、ガス管等、継続して道路を使用する場合
都市緑地保全法	緑地保全地区内において、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築をする場合
首都圏近郊緑地保全法	保全区域(緑地保全地区を除く)内において、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築をする場合
自然公園法	国立公園又は国定公園の特別地域において工作物を新築し、改築し、又は増築する場合国立公園又は国定公園の普通地域において、一定の基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築する場合
鳥獣保護及び狩猟に関する法律	特別保護地区内において工作物を設置する場合
農地法	工場を建設するために農地を転用する場合
港湾法	港湾区域又は、港湾隣接地域内の指定地域において、指定重量を超える構築物の建設、又は改築をする場合 臨港地区内において、廃棄物処理施設の建設、又は改良をする場合
都市再開発法	市街地再開発事業の施行地区内において、建築物その他の工作物の新築、改築等を行う場合
土地区画整理法	土地区画整理事業の施行地区内において、建築物その他の工作物の新築、改築等を行う場合
文化財保護法	土木工事によって「周知の埋蔵文化財包蔵地」を発掘する場合
工業用水法	指定地域内の井戸(吐出口の断面積の合計が6cm ² をこえるもの)により地下水を採取してこれを工業の用に供する場合
建築物用地下水の採取の規制に関する法律	指定地域内の揚水設備(吐出口の断面積の合計が6cm ² をこえるもの)により冷暖房設備、水洗便所、洗車設備の用に供する地下水を採取する場合
建築基準法	51条で都市計画決定がなければ建築できないとされている。同上ただし書きではその敷地の位置が都市計画上支障ないと認めて許可した場合及び増築する場合はこの限りでない。建築物を建築しようとする場合、建築主事の確認が必要 なお、用途地域別の建築物の制限有
消防法	建築主事は、建築物の防火に関して、消防長又は消防署長の同意を得なければ、建築確認等は不可 重油タンク等は危険物貯蔵所として本法により規制
航空法	進入表面、転移表面又は、平表面の上に出る高さの建造物の設置に制限 地表又は水面から60m以上の高さの物件及び省令で定められた物件には、航空障害灯が必要 昼間において航空機から視認が困難であると認められる煙突、鉄塔等で地表又は水面から60m以上の高さのものには昼間障害標識が必要
電波法	伝搬障害防止区域内において、その最高部の地表からの高さが31mを超える建築物その他の工作物の新築、増築等の場合
有線電気通信法	有線電気通信設備を設置する場合
有線テレビジョン放送法	有線テレビジョン放送施設を設置し、当該施設により有線テレビジョン放送の業務を行う場合
高压ガス保安法	高压ガスの製造、貯蔵等を行う場合
電気事業法	特別高压(7,000V以上)で受電する場合 高压受電で受電電力の容量が50kW以上の場合 自家用発電設備を設置する場合及び非常用予備発電装置を設置する場合
労働安全衛生法	事業場の安全衛生管理体制等ごみ処理施設運営に関連記述が存在